

発議第2号

伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び伊賀市議会参考人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び伊賀市議会参考人等の実費弁償に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成29年3月8日提出

提出者 伊賀市議会議員

前田 孝也

嶋岡 壯吉

生中 正嗣

中谷 一彦

田山 宏弥

記

伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び伊賀市議会参考人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年伊賀市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(費用弁償)

第5条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用を弁償するため旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、鉄道賃、船賃、日当、宿泊料及び食卓料の額については、別表第2のとおりとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

| | |
|--------------|--|
| 鉄道賃 | 普通旅客運賃、急行料金、座席指定料金、特別車両料金 |
| 船賃 | 旅客運賃（以下「運賃」という。）の等級を3階級に区分する場合には上級の運賃又は運賃の等級を2階級に区分する場合には上級の運賃、寝台料金、特別船室料金、座席指定料金 |
| 日当（1日につき） | 1,500円 |
| 宿泊料の額（1夜につき） | 14,800円を限度とし、現に支払った宿泊料の額。ただし、現に支払った宿泊料の額に次の各号に掲げる経費が含まれていない場合には、当該額に当該各号に定める額を加算した額（その額が14,800円を超える場合は14,800円）とする。 (1) 夕食に要する経費 1,700円 (2) 朝食に要する経費 900円 |
| 食卓料（1夜につき） | 2,600円 |
| 備考 | 1 鉄道賃の特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行で当該客車の乗車区間が片道200キロメートル以上のものに該当し、特別の理由により乗車する必要がある場合に限り支給する。 2 船賃の特別船室料金は、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合において、特別の理由により乗船する必要がある場合に限り支給する。 |

（伊賀市議会参考人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第2条 伊賀市議会参考人等の実費弁償に関する条例（平成22年伊賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成16年伊賀市条例第63号。以下「旅費条例」という。」を「平成29年伊賀市条例第 号」に改め、同条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発した旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の伊賀市議会参考人等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出頭、参加又は出席した者について適用し、施行日前に出頭、参加又は出席した者については、なお従前の例による。